

該当組合員 様

山梨県市町村職員共済組合

平成 25 年度被扶養者資格確認調査（検認）について

当組合の資格業務の運営等につきまして、日頃よりご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も当組合の短期給付財政の安定化を図り医療費増嵩対策事業の一環として、被扶養者の適正な認定を積極的に推進するために、地方公務員等共済組合法施行規程第 97 条及び山梨県市町村職員共済組合運営規則第 6 条の 2 の規定に基づき被扶養者資格確認調査を実施いたします。

つきましては、調査書の記入等について下記の調査方法等を確認の上、所属所の指定する日までに共済組合事務担当課に提出していただけますようご協力方よろしくお願いいたします。

なお、**共済組合への提出期限は平成 25 年 9 月 30 日（月）**となりますが、不明な点がございましたら、共済組合資格担当までお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

記

1 調査対象者

本年 9 月 1 日現在において被扶養者に認定されている者（任意継続組合員の被扶養者は除く。）のうち配偶者、別居の父母、祖父母、孫、弟及び妹を対象として調査します。

2 調査方法

上記 1 の調査対象者がいる組合員ごとに「被扶養者資格調査書（以下「調査書」という。）」を作成し、平成 25 年 9 月 4 日（水）に所属所宛てに送付いたしますので、調査書に必要事項を記入・押印後、所属所の指定する日までに各証明書類を添えて共済組合事務担当課に提出してください。

3 調査対象期間

平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までの 1 年分となります。

ただし、今調査において、それ以前に被扶養者の収入基準額を超過していることの確認ができた場合は、遡及調査対象期間となります。

4 調査書の記入方法

調査書には、所属所、部課所番号、組合員証番号、氏名、住所、被扶養者氏名、生年月日、続柄及び年齢が印字されておりますので、
、
・・・
の順に必要な事項を記入してください。

同居・別居の区分

同・別のいずれかに 印をつけてください。

別居の場合は、仕送り年額を()に記入してください。

認定対象者(生計維持関係のみが認定要件の者をいい、扶養手当の受給がある配偶者と子及び学生である子は除く。)が組合員と別居している場合は、認定対象者の年間収入が130万円未満(60歳以上の公的年金等受給者又は障害を支給事由とする年金受給者にあつては180万円未満)であつて、かつ、当該年間収入の2分の1以上組合員が生活費として毎月援助している場合(但し、最低限1人世帯月5万円以上、2人世帯月9万円以上)は、原則として被扶養者に該当します。

特別養護老人ホーム等に入所している被扶養者の場合は、入所証明書等により入所の確認ができる書類の提出をお願いいたします。この場合は、たとえ別居であっても仕送り額の確認は要しません。ただし、生計維持関係及び同一世帯であることが要件の者は、別途支弁明細の写しを確認させていただきます。

職業

職種の内いずれかに 印をつけてください。()には具体的内容を記入してください。

収入見込額

給与・年金・事業・その他の今後1年間に見込まれる収入がある場合は記入してください。

(給与)

扶養認定上の給与収入とは、賞与及び非課税の通勤手当等を含め諸経費控除前の総収入となりますので、ご留意いただき記入してください。

(年金)

退職・老齢年金の他、恩給、障害年金、遺族年金、扶助料、農業者年金、個人年金、寡婦年金、企業年金等全ての年金が扶養認定上の収入の対象となりますので、受給されている全ての年金に 印をつけて合計額を記入してください。

(事業)

事業収入とは、所得税法上の課税対象所得を指すものではなく、総収入から社会通念上明らかにその収入を得るために「直接必要と認められる経費」を控除した後の収入額となります。平成24年分の確定申告書及び収支内訳書等を基に収入額を記入してください。

一般事業収入の場合は、売上原価、給料賃金、外注工賃、地代家賃、水道光熱費、修繕費、消耗品費とし、不動産収入の場合は、給料賃金、地代家賃、修繕費とする。なお、農業収入の場合は、雇人費・小作料・賃借料、種苗費、素畜費、肥料費、資料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、修繕費、動力光熱費となります。

(その他)

利子・配当収入及び傷病手当金等の見込額を記入してください。

扶養手当受給の有無

いずれかに 印をつけてください。

父母・祖父母の一方のみを認定している場合、認定されていないもう一方の者
夫婦相互扶助の観点から、夫婦の収入の合算額で被扶養者の収入を判断することとなりますので、認定されていない方の現状を記入してください。

被扶養者として、資格を継続しなければならない理由

組合員が扶養しなければならない具体的な事情を記入してください。

署名・押印

提出日の記入及び組合員の署名・押印を必ず行ってください。

5 添付書類について

「共済だより」平成 25 年 7 月号によりご周知したところでありますが、主な添付書類は、次のとおりとなりますので、事前にご用意いただけますようご協力をお願いいたします。

なお、本年 1 月 1 日以降、被扶養者の認定（継続認定を含む。）を受けた者は、この調査に対する証明書類の提出は不要です。調査書の調査に対して順次回答し、調査書のみを提出してください。

同居・別居の区分

別居の場合は、平成 24 年 9 月分～平成 25 年 8 月分までの仕送り額の確認できる書類（振込受領書、ATM 利用明細書等とし、一枚の用紙で振込人、受取人の氏名、振込金額及び振込日等が確認できるもの）

職 業

無職無収入の者

- ・ 平成 25 年度（平成 24 年分）所得証明書

当該証明書中に給与収入がある場合（昨年中に退職により被扶養者認定をした者を除く）は、調査書裏面の雇用証明書（ホームページからもダウンロードすることができます。以下同じ。）に事業主から証明を受けてください。なお、当該証明を受けることができない場合は、給与支給明細書の写し

当初から雇用期間が明らかになっている季節的なアルバイトや 3 ヶ月の平均が 108,334 円（15 万円）以上の給与収入があっても、予め期間が定まっている場合や年間の総収入額が 130 万円（180 万円）未満になるよう雇用主と契約を結んでいる場合は、「雇用証明書」の特記事項欄にその旨を事業主から証明を受けていただくのと同時に、「平成 24 年分の源泉徴収票の写し」を添付してください。

学生（高校生以下は除く）

- ・ 在学証明書
- ・ 平成 25 年度（平成 24 年分）所得証明書

当該証明書中に給与収入がある場合は、雇用証明書又は給与支給明細書の写し

収入見込額

複数の収入が有る場合は、重複書類を除きそれぞれの確認書類をご用意ください。

給与収入がある者

- ・ 平成 25 年度（平成 24 年分）所得証明書
- ・ 雇用証明書に事業主から証明を受けてください。なお、当該証明を受けることができない場合は、給与支給明細書の写し

年金収入がある者

- ・ 平成 25 年度（平成 24 年分）所得証明書
- ・ 最新の年金改定通知書の写し又は年金支給通知書の写し（必ず、受給者の住所、氏名が分かるよう写しをとってください。）

事業収入がある者

- ・ 平成 25 年度（平成 24 年分）所得証明書
- ・ 平成 24 年分確定申告書の写し及び収支内訳書等の写し

その他の収入がある者

雇用保険

- ・ 雇用保険受給資格者証の表裏の写し
- ・ 平成 25 年度（平成 24 年分）所得証明書

休業給付

- ・ 休業給付支給通知書の写し
- ・ 平成 25 年度（平成 24 年分）所得証明書

利子・配当収入

- ・ 収入を確認できる書類

なお、父母・祖父母の一方を認定している場合、認定されていないもう一方の者に関する確認書類を添付していただく必要があります。

6 被扶養者の収入基準額

60 歳未満の者の基準額

自営業者、農業所得者は年間収入で判断します	年額	130 万円未満
パート及び給与所得者は月額で判断します	月額	108,334 円未満
雇用保険を受給している者は日額収入で判断します	日額	3,612 円未満
障害年金を受給している者	年額	180 万円未満

60 歳以上の者の基準額

公的年金等のみを受給している者	年額	180 万円未満
自営業者、農業所得者で公的年金等を受給している者	年額	180 万円未満
パート及び給与所得者で公的年金等を受給している者	月額	15 万円未満
自営業者、農業所得者で公的年金等を受けていない者	年額	130 万円未満
雇用保険のみを受給している者は日額収入で判断します	日額	3,612 円未満

7 被扶養者の取消しについて

被扶養者が次に至った場合は、被扶養者資格を取消すこととなりますので「被扶養者申告書」、「組合員被扶養者証」及び事実が確認できる書類の写し等を速やかに提出していただけますようお願いいたします。

共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者となったとき
死亡したとき

離婚により事実上婚姻関係がなくなったとき

年金受給権の発生又は定額部分の支給開始に伴い、その後の収入額が被扶養者の収入基準額を超えることとなったとき

パート等の収入月額が3ヶ月平均して108,334円以上となったとき

基本手当日額が3,612円以上の雇用保険を受給することとなったとき

同居を要件とする被扶養者（義父母、兄姉等）と別居したとき

仕送りを必要とする被扶養者に対する仕送り額の確認ができないとき

確定申告により被扶養者の収入基準額を超えたことが分かったとき

組合員が主たる生計維持者と認められないとき

その他、生計維持関係がなくなった（確認できない）とき等

8 留意事項

（1）被扶養者の取消日及び医療費の返還について

被扶養者の取消日は、「被扶養者の要件を欠くこととなった日」まで遡って取消します。なお、被扶養者の要件を欠いているにもかかわらず、医療機関等で組合員被扶養者証を使用して受診していた場合には、当該診療に係る共済組合負担分を全額返還していただくこととなります。

（2）調査書等が提出期限までに提出されない者について

未提出者及び未提出書類がある者に対し請求したにもかかわらず、正当な理由がなく提出がない場合には、認定から外れているものと判断し、被扶養者資格を取消すこととなります。

9 その他

「被扶養者資格調査書」に記載されている個人情報については、被扶養者認定時などに所属所を経由して得た情報であり、今回の調査はこれに基づき実施するものです。この調査において、ご報告いただく個人情報に関しては、今後の適正な認定及び資格確認のために使用するもので、共済組合の業務上の目的以外に使用することはありません。

担当：年金課 資格担当

TEL：055 - 232 - 7311